

令和 年 月 日

課
長

課長
補佐

係
長

審
査
者

設
計
者

合
議

業 務 設 計 書

閲覧用

業務名 令和7年度 倉吉市森林境界明確化業務

業務箇所 倉吉市岩倉地区外

設計金額 円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円

業 務	概 要
計画準備及び資料収集整理	1 式 森林境界調査結果の確認資料作成 200.00 ha
森林所有者への事業概要説明	1 式 境界確認説明会実施及び各種同意取得 200.00 ha
公図及び森林調査票作成	200.00 ha 成果品作成 1 式
森林境界保全図素図の作成	200.00 ha 打合せ等 1 式
森林境界保全図素図の修正	200.00 ha 電子成果品作成費 1 式
森林情報聞き取り調査及び現地調査図の作成	200.00 ha
現地調査の実施及び森林境界保全図の作成	200.00 ha

倉吉市森林境界明確化業務仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、倉吉市（以下「発注者」という）が委託するリモートセンシング技術を用いた森林境界明確化業務（以下「本業務」という）に適用するものである。

(目的)

第2条 平成28年5月の森林法の一部改正において、森林所有者や境界の明確化に向けた取組みの一つとして、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳制度が創設された。さらに、森林経営管理法の施行により森林経営管理法に基づく森林経営管理制度による市町村が主体となった森林の経営管理が進められているところである。その中で、市町村は経営管理権集積計画を作成していく必要があり、林地台帳および地図の精緻化は喫緊の課題となっている。本業務は、森林の境界および所有者を明確化することを目的とし、森林境界保全図を作成するものである。

(業務概要)

第3条 本業務の概要は、以下のとおりとする。

(1) 計画準備	一式
(2) 資料収集整理	一式
(3) 打合せ協議	一式
(4) 森林所有者への事業概要説明	200.00ha
(5) 森林調査票作成	200.00ha
(6) 小字界の作成および公図の仮配置図	200.00ha
(7) 森林境界保全図素図の作成	200.00ha
(8) 各種照合	200.00ha
(9) 現地精通者の選任、調整	一式
(10) 現地精通者から森林境界保全図素図にかかるヒアリングおよび 森林境界保全図素図修正	一式
(11) 森林情報聞き取り調査	200.00ha
(12) 現地調査	一式
(13) 森林境界保全図案の作成	200.00ha
(14) 森林境界調査結果の確認資料作成	200.00ha
(15) 境界確認説明会の実施および各種同意取得	一式
(16) 林地台帳記載情報の修正・更新	一式
(17) 納品とりまとめ	一式
(18) 報告書作成	一式

(準拠法令等)

第4条 本業務は、委託契約書及び本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づき実施する。

- (1) 森林法 (昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号)
- (2) 森林法施行令 (昭和 26 年 7 月 31 日政令第 276 号)
- (3) 森林法施行規則 (昭和 26 年 8 月 1 日農林省令第 54 号)
- (4) 測量法 (昭和 24 年 6 月 3 日号外法律第 188 号)
- (5) 測量法施行令 (昭和 24 年 8 月 31 日号外政令第 322 号)
- (6) 測量法施行規則 (昭和 24 年 9 月 1 日号外建設省令第 16 号)
- (7) 国土交通省公共測量作業規程の準則 (昭和 26 年 8 月 25 日建設省告示第 800 号)
- (8) 航空法 (昭和 27 年 7 月 15 日法律第 231 号)
- (9) 航空法施行令 (昭和 27 年 9 月 16 日政令第 421 号)
- (10) 航空法施行規則 (昭和 27 年 7 月 31 日号外運輸省令第 56 号)
- (11) 林野庁測定規程 (平成 24 年 1 月 6 日付け 23 林国業第 100 号-1 林野庁長官通知)
- (12) 地理空間情報活用推進基本法 (平成 19 年 5 月 30 日号外法律第 63 号)
- (13) 倉吉市財務規則 (平成 12 年 3 月 31 日規則第 30 号)
- (14) 個人情報保護に関する法律 (平成 15 年 5 月 30 日号外法律第 57 号)
- (15) 倉吉市個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和 4 年 12 月 19 日条例第 24 号)
- (16) 倉吉市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則 (令和 5 年 3 月 27 日規則第 4 号)
- (17) 森林経営管理法 (平成 30 年 6 月 1 日号外法律第 35 号)
- (18) 森林経営管理法施行令 (平成 30 年 11 月 21 日政令第 320 号)
- (19) 森林経営管理法施行規則 (平成 30 年 12 月 19 日号外農林水産省令第 78 号)
- (20) 森林経営管理制度に係る事務の手引 (令和 2 年 6 月 林野庁森林利用課)
- (21) 地籍調査作業規程準則 (昭和 32 年総理府令第 71 号)
- (22) リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアル
(平成 30 年 5 月 国土交通省土地・建設産業局地籍整備課)
- (23) リモートセンシングデータを活用した基本調査における集会所等での説明会実施の手引
(令和元年 12 月 国土交通省土地・建設産業局地籍整備課)
- (24) 航測法を用いた地籍調査の手引
(令和 4 年 4 月 19 日国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課企画専門官事務連絡)
- (25) その他関係法令など

(業務指示)

第5条 本業務を実施するにあたり、受託者は当該契約に基づき発注者と綿密な連絡を取り、その指示を受けなければならない。

(主任技術者及び照査技術者等)

第6条 主任技術者及び照査技術者については、専門的知識が必要との観点から、次の資格を有する者を配置しなければならない。

- (1) 主任技術者 測量士の有資格者
- (2) 照査技術者 測量士の有資格者

- 2 担当技術者のうち1名は地理空間情報専門技術認定（GIS1級又は2級）の有資格者を配置するものとする。
- 3 受注者と雇用契約のある技術者を配置するものとし、契約時に各技術者の資格を証明する登録書および保険証の写しを発注者に提出するものとする。

（業務計画）

第7条 業務着手前に本仕様書に基づき、工程毎の業務方法及び内容についての計画を立案し、業務計画書、着手届、工程表並びに本業務を統括する者を主任技術者として専任し、発注者に提出しなければならない。

（関係官公署への手続き等）

第8条 受託者は、本業務実施のために関係官公署への手続等が必要な場合は、発注者と協議の上、その指示を受けて迅速に処理を行うものとする。また、関係官公署等に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議を行い、その指示に従うものとする。

（作業状況の報告）

第9条 受託者は、本業務の各工程が終了する毎に、作業状況及び作業内容を報告し、次の工程に進むものとする。

（諸事故の処理）

第10条 受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、受託者の責任において解決するとともに、発生原因、経過、損害の内容を速やかに発注者へ報告しなければならない。

（成果品の検査）

第11条 受託者は、中間検査及び完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品並びに関係資料等を準備し、業務技術者が立会いの上、検査を受けなければならない。

（成果品の帰属）

第12条 本業務における成果品の帰属は、すべて発注者とする。受託者は発注者の許可なく使用、流用してはならない。

（損害賠償及び瑕疵担保）

第13条 受託者は、業務完了後といえども、受託者の過失又は疎漏等に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに成果品の訂正・補足をしなければならない。なお、これに要する経費は、受託者の負担とする。

（守秘義務）

第14条 受託者は、本業務の遂行上知り得た事柄を、第三者に漏らしてはならない。

2 本業務が完了した後、又は契約が解除された後においても、同様に以下の事項を遵守するものとする。

(1) 作業を行う部屋の特定制と室外持出禁止

作業を行う部屋は固定し、入室管理及び施錠できること。

(2) パソコン等使用時の措置

①パソコンを使用する場合は、ID又はパスワードにより業務従事者のみがデータ入力及び閲覧できる措置を講じること。

②入力した個人情報等は、本業務後に確実に消去すること。

(3) 個人情報等の保管方法

発注者から貸与された個人情報等は、鍵のかかるロッカー等に保管すること。

(4) 個人情報等の受け渡し

個人情報等の移動は、安全及び確実な方法で行うこと。

(5) 業務従業者の教育・指導

本業務を履行するにあたり、発注者が求める守秘義務に万全を尽くすように、受託者は業務従事者の教育及び指導を徹底すること。

(個人情報の保護)

第15条 本業務で取扱う情報については、個人情報はもとより、発注者から貸与された資料および情報を適正に管理しなければならないものとする。

(疑義)

第16条 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上、発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

(納期)

第17条 本業務の納期は、令和8年3月30日とする。なお、納期内であっても本業務の内完成した成果品については提出を求める場合がある。

(納入場所)

第18条 本業務における成果品の納入場所は倉吉市経済観光部農林課とする。

第2章 業務範囲

(業務対象)

第19条 本業務の対象範囲（以下「調査区域」という）は以下のとおりとする。

倉吉市岩倉地区外 200.00ha

第3章 業務内容

(計画準備)

第20条 受注者は、本業務を実施するにあたり、実施計画書および工程表を作成し、発注者の承認を得るものとする。

2 業務の実施中に、作業要領などが変更となった場合には、実施計画書を適宜修正するとともに発注者の承認を得るものとする。

(貸与資料)

第21条 本業務を遂行するにあたり、発注者は受託者に次の各号に掲げる資料を貸与するものとするが、受託者は貸与資料の取り扱いについて十分に注意し、破損、汚損のないよう慎重に取り扱わなければならない。また、貸与された資料等については、発注者の許可なく複製してはならず、本業務以外での利用を禁止する。本業務完了後は速やかに発注者に貸与資料を返却しなければならない。

- (1) 森林基本図画像データ
- (2) 森林計画図データ
- (3) 森林簿データ
- (4) 林地台帳地図データ
- (5) 林地台帳データ
- (6) 森林経営計画データ
- (7) 施業履歴データ
- (8) 法務局地図（公図・14条地図）データ
- (9) 土地登記簿データ
- (10) 森林の土地所有者届出書※
- (11) 土地課税台帳データ※
- (12) 固定資産税地番図データ※
- (13) 納税義務者関連データ（共有者、納税通知記録 など）※
- (14) 境界測量実績（地積測量図等）
- (15) 航空写真画像データ
- (16) 航空レーザ計測成果
- (17) 字界図（字限図）※
- (18) その他本業務に必要な資料

※の資料は、貸与が容易など、資料の保管状況など、必要に応じて収集する。

(資料収集整理)

第22条 受注者は、発注者が貸与する各種資料を収集するとともに、本業務で効率良く利用できるように整理するものとする。また、収集資料は、必要に応じて適宜複製を作成しても良いものとするが、発注者の承認を得るものとする。

2 収集する資料の種類は、前条の貸与資料のとおりとするが、業務を実施する上でほかに必要となる資料が生じた場合には、発注者と受注者の双方で協議を実施し、適宜収集するものとする。

(現地精通者の選任、調整)

第23条 受注者は、発注者に相談し、以下のとおり現地精通者の選任、調整を行うものとする。

(1) 現地精通者の選任、調整

①発注者から、現地精通者に関する情報を聞き取る。

②現地精通者に対し、当該業務の概要と公図の仮配置図、森林境界保全図素図および各種リモートセンシングデータの概要について説明する。

③必要に応じて、現地調査を行う場合は、現地案内など協力を要請することも検討する。

(打合せ協議)

第24条 本業務を実施するにあたり、発注者と受注者の双方で協議を実施するものとする。

2 協議は、初回・中間・最終とするが、必要に応じて適宜実施するものとする。

3 協議結果は、記録簿に整理するものとし、発注者と受注者の双方にて保管するものとする。

(森林所有者への事業概要説明)

第25条 業務着手後、調査区域の所有者または管理者に対して本業務の目的、区域、期間、内容などの説明を実施するものとする。実施にあたり発注者と調整し、通知文書の作成および発送するものとする。

2 通知文書にかかる依頼文書および送付先氏名、住所は充分協議の上、送付するものとする。

3 説明会后、本業務に係る委任状等に対して署名又は押印を求めるものとする。

(公図および森林調査票の作成)

第26条 後続の「森林境界保全図素図」を作成するために、貸与した公図と登記簿を使用して、対象筆の土地について、現地調査票を作成するものとする。

また、字界図を利用して、公図を仮配置した現地調査素図を作成するものとする。現地調査図素図には、地番、地目、地積、所有者名を表示し、出力するものとする。

(森林境界保全図素図の作成)

第27条 前条で仮配置した公図および各種リモートセンシングデータを参照して、地理情報システム(GIS)を利用して境界および地番を編集するものとする。

2 森林境界保全図素図の作成は、次の項目に留意するものとする。

(1) 境界は、所有者界ではなく筆界で編集する。

(2) 調査区域の隣接部に地籍調査事業、境界明確化事業ならびに国有林の状況などを確認する。

(3) 境界の位置および形状は等高線、微地形表現図の尾根線・谷線ならびに林道、作業道、耕地

界、樹種界、樹高界などを基に編集する。

(4) 地積測量図が存在する筆は、地積測量図を優先して配置する。

3 各種照合は、前条で作成した森林境界保全図素図に対して登記情報又は土地課税台帳データを照合し、不一致一覧表として発注者に提出するものとする。不一致の区分項目は、以下のとおりとする。

(1) 森林境界保全図素図にあつて登記又は課税情報に無い地番

(2) 登記又は課税情報にあつて森林境界保全図素図に無い地番

(3) 重複する地番

(4) 無番地

(森林境界保全図素図の修正)

第28条 受注者は、現地精通者から森林境界保全図素図等を基にヒアリングを実施し、森林境界保全図素図を修正するものとする。

(1) 現地精通者からの森林境界保全図素図にかかるヒアリング

①大判サイズで出力した公図の仮配置図、森林境界保全図素図ならびに各種リモートセンシングデータを利用して、森林境界保全図素図の作成範囲と境界の作成方法の説明

②森林境界保全図素図で作成した里道、水路などの長狭物にかかる位置を確認

③作成範囲の内、大規模な尾根や谷線の位置確認

④作成範囲内で、複数筆を所有している土地の位置など概要説明

⑤入会林野図などで整備された区域の有無を確認

⑥境界木、境界石など目標物の情報聞き取り

⑦森林境界保全図素図作成時における疑義箇所の伺い

⑧所有者不明土地にかかる情報収集

上記の内、修正箇所は森林境界保全図素図に、直接当該箇所を明示すると共に別途一覧として整理するものとする。

(2) 森林境界保全図素図修正

精通者ヒアリングによる境界の修正は、地理情報システム(GIS)によるものとする。

(森林情報聞き取り調査および現地調査図の作成)

第29条 前段で修正した森林境界保全図素図等を基に、土地の所有者または管理者に対して境界の聞き取り調査を行うものとする。

(1) 土地所有者または管理者への通知

①開催にかかる会場、開催日程を協議する。

②境界の聞き取り調査を実施するにあたり、発注者と調整の上、通知文書の原案の作成を行うものとする。

③通知文書発送にかかる、公用封筒、後納郵便の対応は両者協議により決定する。

(2) 聞き取り調査の内容など

①大判サイズで出力した公図、森林境界保全図素図ならびに各種リモートセンシングデータを利用して、森林境界保全図素図の作成範囲と境界の作成方法および所有者の状況などを説明する。

②所有する土地および隣接所有者も交えて当該箇所単位で境界と境界標(境界木、境界石など)など目標物の有無を確認し、現地調査が必要な場合は、現地調査図として作成する。

③所有者または管理者からの修正箇所は森林境界保全図素図に、直接当該箇所を明示するとともに、森林境界保全図素図の修正と地権者から確認した事項として一覧に整理する。

(現地調査の実施および森林境界保全図(素図)の作成)

第30条 土地所有者ヒアリング結果を踏まえ、現地調査を実施するものとする。

- 2 調査箇所は、調査区域の外周と、リモートセンシングデータでの確認が困難な箇所とする。
- 3 現地調査において、境界標(境界木・境界石など)が確認された場合は、必要に応じてGNSS測量機などを用いる測量方法(DGPS法や単点観測法などの簡易な測量手法を含む。)によりその位置座標を計測し、現地調査計測簿にとりまとめるものとする。
- 4 物証などの確認に有効な景観、境界などを示す地物等をデジタルカメラなどにより撮影するとともに、その撮影地点をGPSロガーなどで記録し、撮影地点情報付写真データを作成するものとする。
- 5 現地調査において収集した各種情報は、現地調査の結果などに基づき境界を修正し、森林境界保全図案としてとりまとめるものとする。
- 6 森林境界保全図案には、計測した物証などの位置情報を掲載し、境界根拠を明示するように作成する。なお、当該保全図案の作成にあたって、不明箇所や疑義が発生した場合には、必要に応じて現地精通者への確認、補足現地調査を実施するものとする。

(森林境界調査結果の確認資料作成)

第31条 後続の境界確認説明会の実施に向けて、つぎの確認資料などを作成するものとする。

(1) 各種境界確認用図面

前条までに作成した、森林境界保全図案、現地調査図などについて、微地形表現図や航空写真などの背景情報毎に、境界確認用の図面を作成する。

(2) 各種確認用データ作成

森林境界情報保全図案データや現地画像等は、3次元ビューアへ格納し、境界確認説明会にて適宜閲覧が可能な状況にセットアップする。

(3) 森林境界確認票作成

前段まで作成した森林調査票を基に、森林境界確認票を作成するものとする。

(境界確認説明会の実施および各種同意取得)

第32条 境界確認説明会の実施および各種同意取得は以下に基づいて実施するものとする。

(1) 土地所有者への通知

業務対象範囲における土地所有者などに対して、境界確認説明会の実施に関する通知をする。なお、送付資料は、受注者が作成および送付するものとし、事前に発注者と調整して承諾を得るものとする。

(2) 境界確認説明会の実施

受注者は、発注者が開催する境界確認説明会に参加し、前条で作成する森林境界保全図案などの各種確認用資料を用いて土地所有者などに対し、調査の結果得られた境界や地理情報

などの位置を説明するものとする。なお、説明資料として、各種リモートセンシング資料や必要に応じて3次元ビューアなどを用いて、関連する情報を分かりやすく土地所有者などに説明するものとする。

(3) 同意取得

- ① 森林境界保全図案に示された境界位置のとおり承認された場合には、境界確認票に承認された旨を記載する。
- ② 森林境界保全図案に示された境界位置に、修正意見があった場合には、境界確認票に修正事項を記入する。
- ③ 土地所有者が境界の位置を把握していない場合において、現地立会を希望する場合は、境界確認票に記録し、別途日程を調整して現地調査を行うものとする。また、現地再調査は、本業務の設計に含まないものとし、設計変更により実施するものとする。
- ④ 前項までに回収した各種同意書の保管は受注者にて行い、成果品の一部として納品時に提出する。
- ⑤ 境界確認説明会に参加できない方については、郵送等により、同意の確認を実施するものとする。

(成果品作成)

第33条 森林境界保全図は、前条の境界確認説明会によって得られた情報を基に、森林境界保全図案を修正し作成するものとする。

2 本業務で作成する各種データを納品用の成果品としてとりまとめするものとする。また、森林境界保全図は、森林クラウドシステムに表示設定するものとする。

(報告書作成)

第34条 受注者は、本業務の結果を報告書にとりまとめし、発注者に提出するものとする。

第4章 納入成果品

(納入成果品)

第35条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 公図の仮配置地図（協議時に使用） | 一式 |
| (2) 不一致一覧表 | 一式 |
| (3) 同意書兼委任状 | 一式 |
| (4) 境界確認票 | 一式 |
| (5) 森林境界保全図素図（協議時に使用） | 一式 |
| (6) 森林境界保全図 | 一式 |
| (7) 業務報告書 | 一式 |
| (8) 打合せ記録簿 | 一式 |
| (9) 各種電子データ | 一式 |
| (10) その他、発注者が必要と認めたもの | 一式 |

内 訳 書

費目	種別	単位	数量	単価	金額	備考
直接測量費	計画準備及び資料収集整理	式	1			単価表第1号
	森林所有者への事業概要説明	式	1			単価表第2号
	公図及び森林調査票作成	ha	200.00			単価表第3号
	森林境界保全図素図の作成	ha	200.00			単価表第4号
	森林境界保全図素図の修正	ha	200.00			単価表第5号
	森林情報聞き取り調査及び現地調査図の作成	ha	200.00			単価表第6号
	現地調査の実施及び森林境界保全図の作成	ha	200.00			単価表第7号
	森林境界調査結果の確認資料作成	ha	200.00			単価表第8号
	境界確認説明会実施及び各種同意取得	ha	200.00			単価表第9号
	成果品作成	式	1			単価表第10号
	打合せ等	式	1			単価表第11号
	電子成果品作成費	式	1			電子成果品作成費（千円） =2.3X ^{0.44} X：直接人件費（千円）
旅費交通費	%	0.56			X×0.56% X：直接人件費	

単 価 表

単価表第1号 計画準備及び資料収集整理

1式 当たり

費目	種別	単位	数量	単価	金額	備考
直接人件費	測量主任技師	人	1.0			
	測量技師	人	1.5			
	測量技師補	人	1.5			
	測量助手	人	3.0			
	測量補助員	人				
	直接人件費計					
機械経費		%	6.50			
通信運搬費		%				
材料費		%	1.00			
計						

単 価 表

単価表第2号 森林所有者への事業概要説明

1式 当たり

費目	種別	単位	数量	単価	金額	備考
直接人件費	測量主任技師	人				
	測量技師	人	2.0			
	測量技師補	人	2.0			
	測量助手	人	2.5			
	測量補助員	人				
	直接人件費計					
機械経費		%	7.00			
通信運搬費		%	10.00			
材料費		%	1.00			
計						

単 価 表

単価表第3号 公図及び森林調査票作成

100ha 当たり

費目	種別	単位	数量	単価	金額	備考
直接人件費	測量主任技師	人				
	測量技師	人				
	測量技師補	人				
	測量助手	人	2.0			
	測量補助員	人	4.0			
	直接人件費計					
機械経費		%	6.50			
通信運搬費		%				
材料費		%	1.00			
計						

単 価 表

単価表第4号 森林境界保全図素図の作成

100ha 当たり

費目	種別	単位	数量	単価	金額	備考
直接人件費	測量主任技師	人				
	測量技師	人				
	測量技師補	人	6.0			
	測量助手	人	6.0			
	測量補助員	人	10.0			
	直接人件費計					
機械経費		%	6.50			
通信運搬費		%				
材料費		%	1.00			
計						

単 価 表

単価表第5号 森林境界保全図素図の修正

100ha 当たり

費目	種別	単位	数量	単価	金額	備考
直接人件費	測量主任技師	人				
	測量技師	人	3.0			
	測量技師補	人	4.5			
	測量助手	人	3.0			
	測量補助員	人				
	直接人件費計					
機械経費		%	6.50			
通信運搬費		%				
材料費		%	1.00			
計						

単 価 表

単価表第6号 森林情報聞き取り調査及び現地調査図の作成

100ha 当たり

費目	種別	単位	数量	単価	金額	備考
直接人件費	測量主任技師	人				
	測量技師	人	3.0			
	測量技師補	人	4.0			
	測量助手	人	3.0			
	測量補助員	人				
	直接人件費計					
機械経費		%	6.50			
通信運搬費		%	10.00			
材料費		%	1.00			
計						

単 価 表

単価表第7号 現地調査の実施及び森林境界保全図の作成

100ha 当たり

費目	種別	単位	数量	単価	金額	備考
直接人件費	測量主任技師	人				
	測量技師	人	5.0			
	測量技師補	人	5.0			
	測量助手	人	10.0			
	測量補助員	人				
	直接人件費計					
機械経費		%	12.00			
通信運搬費		%				
材料費		%	1.00			
計						

単 価 表

単価表第8号 森林境界調査結果の確認資料作成

100ha 当たり

費目	種別	単位	数量	単価	金額	備考
直接人件費	測量主任技師	人				
	測量技師	人				
	測量技師補	人	2.0			
	測量助手	人	3.5			
	測量補助員	人				
	直接人件費計					
機械経費		%	7.00			
通信運搬費		%				
材料費		%	1.00			
計						

単 価 表

単価表第9号 境界確認説明会実施及び各種同意取得

100ha 当たり

費目	種別	単位	数量	単価	金額	備考
直接人件費	測量主任技師	人				
	測量技師	人	4.0			
	測量技師補	人	4.0			
	測量助手	人	6.0			
	測量補助員	人	4.0			
	直接人件費計					
機械経費		%	6.50			
通信運搬費		%	10.00			
材料費		%	1.00			
計						

単 価 表

単価表第10号 成果品作成

1式 当たり

費目	種別	単位	数量	単価	金額	備考
直接人件費	測量主任技師	人				
	測量技師	人	1.0			
	測量技師補	人	1.0			
	測量助手	人	4.0			
	測量補助員	人				
	直接人件費計					
機械経費		%	7.00			
通信運搬費		%				
材料費		%	1.00			
計						

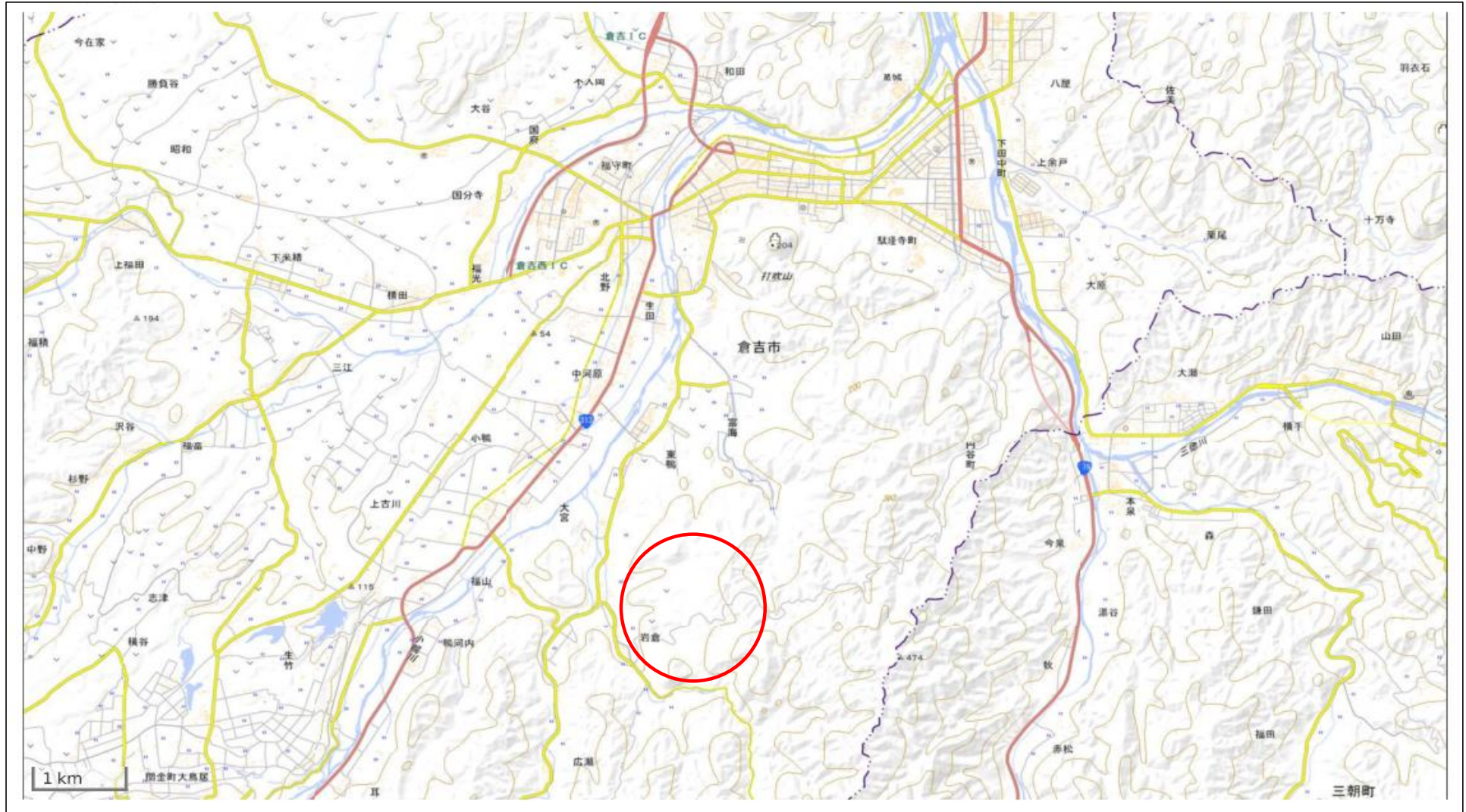
単 価 表

単価表第11号 打合せ等

1式 当たり





費目	種別	単位	数量	単価	金額	備考
業務着手時	測量主任技師	人	0.5			
	測量技師	人	0.5			
	測量技師補	人				
	計					
中間打合せ	測量主任技師	人	0.5			
	測量技師	人				
	測量技師補	人	0.5			
	計					
成果物納入時	測量主任技師	人	0.5			
	測量技師	人	0.5			
	測量技師補	人				
	計					
合計						

業務位置図



令和7年度 倉吉市森林境界明確化業務範囲

凡例

-  令和7年度明確化範囲外周 (200.00ha)
-  地籍調査済
-  令和6年度明確化範囲(234.14ha)
-  候補地付近_林地台帳地図

